

令和5年度 第1回

千葉市児童生徒性暴力等

防止対策検討委員会



# 次第

1 開会

2 教育長挨拶

3 議題

(1) 委員長及び副委員長の選任について

(2) 性暴力から子どもを守る取組みの諮問について

(3) 性暴力から子どもを守る取組みについて

(4) その他

4 閉会

# 本市の状況

## 【これまでの経緯】

(1) 平成30年7月 本市小学校で性暴力事件発覚

※平成30年8月に本市元教諭を逮捕

※令和元年12月に有罪判決確定（懲役14年）

(2) 令和2年1月 千葉市子どもへの性暴力防止対策検討会を設置

※9回に渡り議論を行い、令和3年6月に提言書を千葉市に提出

(3) 令和3年6月 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律成立

(4) 令和5年4月 千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会設置

# 本市におけるこれまでの性暴力防止対策

## 【未然防止】

- ①性暴力を生まない環境整備
- ②安全配慮義務の理解・履行
- ③児童生徒への性の人権教育
- ④第三者機関による取組みの評価・見直し

## 【早期発見】

- ①教職員への性暴力理解の促進
- ②児童生徒が助けを求めるための仕組み

## 【発見後の適切な処置】

- ①初期対応
- ②中長期的な対応

# 未然防止

## 【性暴力を生まない環境整備】

(1) 物理的死角・心理的死角をゼロ

死角点検、鍵の管理の一元化、不定期な見回り等

(2) 密室での1対1の禁止

## 【安全配慮義務の理解・履行】

(1) 性暴力から子どもを守るための行動指針の周知徹底

※教職員に年3回実施しているセルフチェックで内容を確認

(2) 外部有識者による教職員研修の実施

# 未然防止

## 【児童生徒への性の人権教育】

(1) 生命（いのち）の安全教育月間（毎年4月）

(2) 子どもの権利リーフレットの配布、理解促進

※これらの取組みは、「発達段階に応じて、繰り返し伝えていくことで  
児童生徒、教職員の脳裏に刷り込んでいく」というスタンスで実施

## 【第三者機関による取組みの評価・見直し】

(1) 児童生徒性暴力等防止対策検討委員会の設置

## ② 早期発見

### 【教職員への性暴力理解の促進】

- (1) 職層に応じた段階的な研修体制の構築

### 【児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実】

- (1) 子どもにこにこサポート
- (2) 相談窓口の周知
- (3) 体罰及びセクシュアル・ハラスメント調査の定期的な見直し

### ③ 発見後の適切な処置

#### 【初期対応】

- (1) 子どもを性暴力から守る仕組み概念図の構築
- (2) 性暴力発生時の初期対応フロー
- (3) R I F C R ™（リフカー）研修の実施
- (4) 危機対応チームの設置

#### 【中長期的な対応】

- (1) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置に向けた検討



## 未然防止 「校内死角点検の実施」

- 1 対象校 千葉市立の小・中・中等教育・特別支援・高等学校
  
- 2 点検方法
  - (1) 「校内死角改善確認シート」と「校舎見取図」を使用し  
死角を点検
  - (2) 対策方法について検討
  - (3) 校内の死角の場所、対策について全職員に周知
  - (4) 委員会へ結果を報告
  
- 3 実施期間 4月中

# 「死角」をゼロに近づけるための確認ポイント

## 空き教室等の密室化を防ぐための環境整備

- 窓ガラスに貼付している掲示物（ポスター等）の除去
- 窓ガラスの近接箇所に設置している  
**ついたて**・ロッカー等の移動
- 空き教室等の施錠（ルール化）
- 一人の教職員が独占的に空き教室を使える環境は改善





# 鍵の管理の一元化

空き教室等の施錠を必ず行う、  
**鍵の管理を管理職等において一元管理する**



• 鍵の使用者

• 時間

• 使用目的

• 場所等

が特定できる形にする



施錠に馴染みにくい児童生徒用トイレ



空き教室等が存在するフロアが丸ごと死角となっている場所



施錠を徹底するだけでは死角はゼロにならない



死角となるフロアの見回り

複数の教職員による不定期な見回り

授業時間中に各教室を見回り、各担任が居るべき場所に所在するか  
特定の児童生徒が担任と行方不明となっていないか確認

見回りの際は、実際に中に入り状況確認（目視では不十分）

# 校内死角改善のための点検について

近年教職員が「指導」などと称して児童生徒を呼び出し、わいせつな行為をする事例が多く発生しています。現場となるのは、空き教室や倉庫など、目が届きにくい「**学校の死角**」です。

このことから、目の届きにくい場所の状況、とりわけ扉を閉めると外から見えにくくなる場所を把握するとともに、部屋の中に死角となる場所はないかなどについて、常に点検することが重要と考え、4月に各学校で「校内死角改善点検」を実施してもらうこととしています。

## 入いやすく

怪しまれることなく、簡単に子供に近づける場所

《どんな場所？》

- ・きちんと区切られていない。
- ・入るのに邪魔になるものがない。

**どこからでも入れて、どこからでも逃げられる！**

## 見えにくい場所

目撃されにくく、発見及び通報されることがなさそうな場所

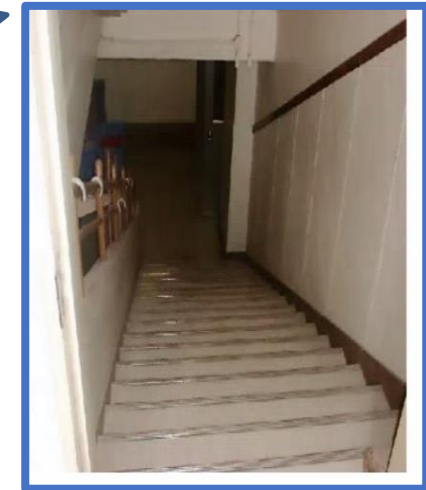
《どんな場所？》

- ・人がほとんどいない。
- ・暗い。見わたせない。
- ・見るのに邪魔になるものがある。

**何が起きているのか 見えない！**

## 《校内の危険な場所 キーワード》

危険



# 物理的死角をゼロに近づけるための学校の工夫を紹介



屋上への階段に規制線を張ったり、立ち入り禁止の看板を立てたりすることで、入りにくい状況を作っている。



屋上への階段の空きスペースを整理整頓し、死角のない見通しの良い状況を作り、何が起きているのかわからない状況をなくす。



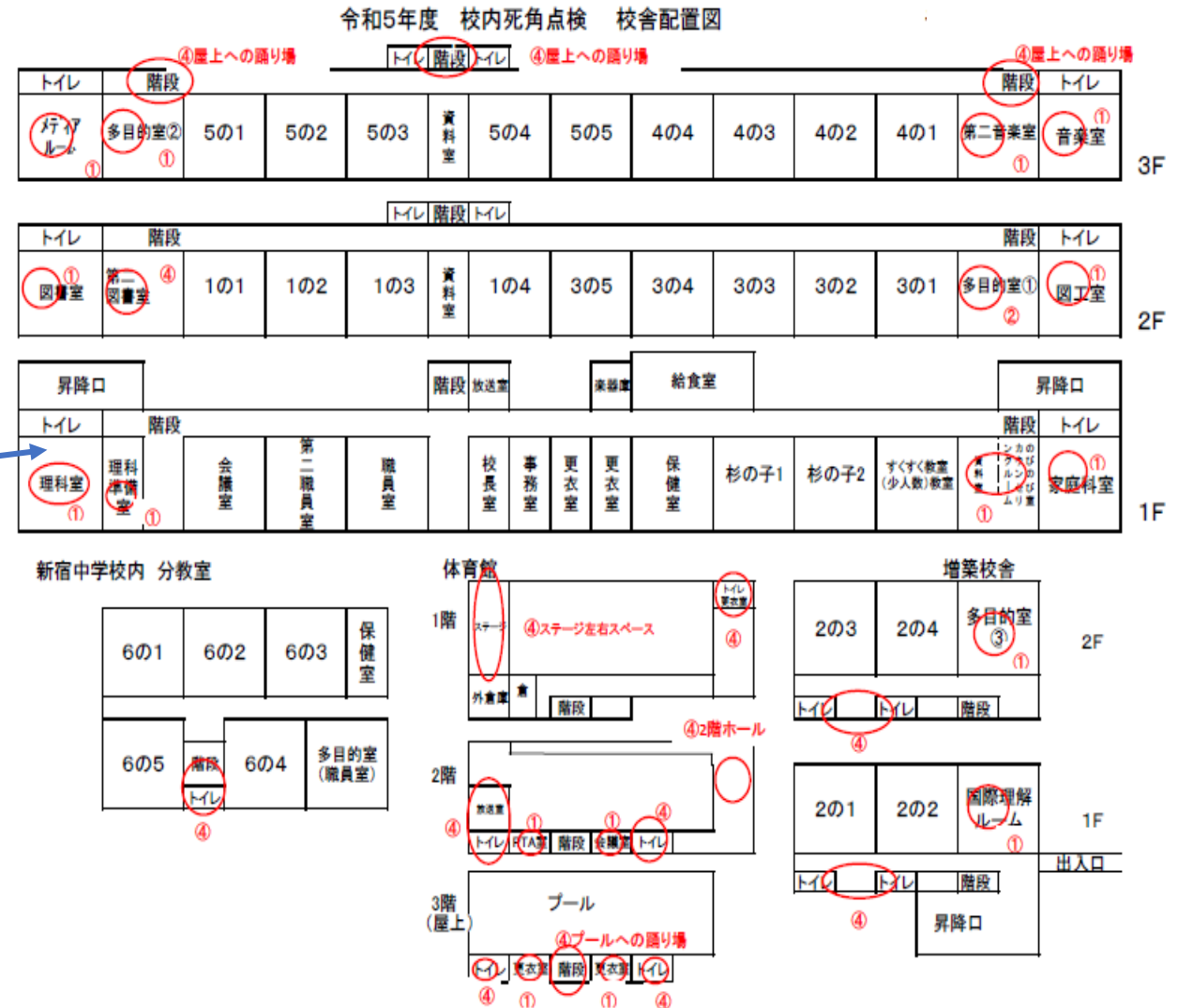
昇降口は、児童生徒が登校後、扉を確実に閉め、どこからも入れて、どこからも逃げられる状況をなくす。



# 小107 中・中等54 特支3 高校2 夜間中学1 計 167校 市内全公立学校実施済

## 校内死角点検の実施状況

	改善すべき点例	対策例	備考
未使用教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時、扉が閉まっていて中が見えない</li> <li>・全てすりガラスで中が見えない</li> <li>・荷物等で廊下から見えない</li> <li>・目隠し用の紙やカーテンがある</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 施錠し、鍵を管理する <input type="checkbox"/> 扉をオープン状態にする <input type="checkbox"/> 「死角」であることを認識する	無し
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時、扉が閉まっていて中が見えない</li> <li>・全てすりガラスで中が見えない</li> <li>・荷物等で廊下から見えない</li> <li>・準備室の扉に目張りがある</li> <li>・目隠し用の紙やカーテンがある</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 施錠し、鍵を管理する <input checked="" type="checkbox"/> 扉をオープン状態にする <input checked="" type="checkbox"/> 「死角」であることを認識する	①3階メディアルーム・多目的室 音楽室・第2音楽室 ①2階図書室・第2図書室・図工室 ②2階多目的室1 ①理科室・理科準備室・家庭科室 資料室・カウンセリングルーム ①増築棟 多目的室3・国際理解ルーム
廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造上見えない場所がある</li> <li>・普段誰も使用しない場所がある</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 施錠し、鍵を管理する <input type="checkbox"/> 扉をオープン状態にする <input type="checkbox"/> 「死角」であることを認識する	無し
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段誰も使用しない場所がある</li> <li>・屋上前踊り場が見えない</li> <li>・階段下の倉庫が施錠されていない</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 施錠し、鍵を管理する <input type="checkbox"/> 扉をオープン状態にする <input checked="" type="checkbox"/> 「死角」であることを認識する	④体育館・プール踊り場 ④3階～屋上踊り場(西・中央・東)
	・必要以上のカーテンや什切りがあり、見	<input type="checkbox"/> 施錠し、鍵を管理する	④体育館



## 教育委員会による点検(管理訪問・計画訪問等)

R4	小学校	中学校	特別支援	高校	計
管理訪問・校内研修 計画訪問等	63校 58.8%	27校 49%	2校 67%	1校 50%	93校 55.6%

小107 中・中等54 特支3 高校2 夜間中学1 計 167校

点検のポイント

- ①見回り状況
- ②空き教室の管理
- ③鍵の管理の一元化

## 保護者や地域への周知

R5	小学校	中学校	特別支援	高校	計
学校だより掲載	85%	64.8%	0%	0%	75.9%

## 第三者による点検

学校だよりに掲載し、保護者への周知を図る

## 第三者や保護者による検証の機会

R5	小学校	中学校	特別支援	高校	計
学校評価アンケート	82.2%	68.5%	0%	0%	75.3%

学校評価アンケートの項目に「死角点検を徹底しているか」を加え、保護者や学校評議員から評価をしてもらう。



# 小学校（抽出校）死角点検実施状況

	A	B	C	D	E
いつ行ったか	4月	5月	4月	4月	4月
だれが行ったか	校長及び教頭	生徒指導と教頭	教頭、教務主任	校長、教頭、教務	教頭・教務・生徒指導主任・安全主任
どのように行ったか	校内を回って、一か所ずつ確認した。	校舎配置図をもって校内を回った。	授業時間及び放課後に2度校内を回った	学校説明会・懇談会前に、学校をぐるっと回り、教室環境を見ながら死角を確認した。	放課後、昨年度の死角点検資料を用意し、校内各教室を見回り死角の確認
点検後の対策はどのように考えたか	生徒指導主任や教務主任と相談した。	施錠や立入禁止にした。	巡視の継続（特に扉を常時開けておく必要があるところが閉まっている箇所が見受けられるので、定期的に回り確認している）	確認シートに従い、「施錠しカギを管理」「扉をオープン」等の対策をしている。	共通理解事項を作成し、 ①施錠 ②扉を開ける ③透明ガラスなので中の確認ができる ④死角を意識して見回るとして分類し、情報共有した
点検の結果を職員にどのように周知したか	職員打合せや回覧、掲示	朝の職員打ち合わせ	職員打合せで全員に周知した。	校舎配置図、確認シートを配付し、打合せで周知。	点検表と校内地図を配付して死角箇所と対応を共有した。学年で定期的に見回ることのできる箇所は学年に分担した。全体を管理職および教務主任が回ることにした。
死角を作らないための手立て等を子供に伝えているか（鍵のルールやドアの開閉・施錠など）	該当クラスや学年に担任から口頭で伝える。（特別教室掃除や空き教室）	特には伝えていない。	各担任から子供に伝えている。	鍵の借り方、着替えに使用する部屋の扉の注意等はあるが、「死角」そのものとしての注意はしていない。	ドアの施錠等について周知している
保護者へどのように周知した（する予定）か	学校だより（6月号）にて周知予定。	特には伝えていない。	学校だよりで周知する。	学校だよりで、管理職が死角を確認していることを伝えている。また、R4年度後期にPTA会長、副会長と一緒に点検をしてもらった。今年もお願いする。	保護者会等折をみて周知する予定。

# 中学校（抽出校）死角点検実施状況

	A	B	C	D	E
いつ行ったか	4月	5月	4月	4月	5月
だれが行ったか	教頭・教務	教頭、教務、生徒指導、事務職員	教頭・生徒指導	教頭、教務、校長	生徒指導と教頭
どのように行ったか	昨年度の死角点検も確認をしながら、校舎内を回った	①「死角」となるポイントが何なのかということ、資料として出ているコンプラ通信等で確認 ②前年度の報告状況を点検するメンバーで確認。 ③校舎を回りながら、前年度の死角報告箇所の現状を確認及び新たに死角となっている箇所がないか確認。	校舎内の目視による点検。	3人で校舎を回り、お互いの視点で死角と思われる箇所を確認した。	地図をもって校舎内をまわった。
点検後の対策はどのように考えたか	昨年度からの変更はなかったため、再度職員に周知をした	①現時点で改修予定のあるものに関しては、改修時期の確認。 ②現時点で改修予定のないものは、死角とならないようにするための改善策の検討。また、予算との兼ね合いを見ながら、改修できるかを確認。	校舎内点検時に現状と改善策を校舎内死角改善確認シートを基に考えた。	職員に周知することで、見回りの徹底や校舎内の死角箇所の危機意識の醸成を図る	施錠や立入禁止にした。
点検の結果を職員にどのように周知したか	職員会議で死角の箇所の確認と施錠、または鍵のない教室は常時開けておくなどの確認。進路面談や教育相談以外に1対1で指導などは行わないことを確認。	朝の打ち合わせの中で時間を取り、具体的な場所や対応策について共有。	口頭による説明 (確認シート・校舎配置図)	職員会議で周知し、死角となっているところ、施錠すべきところを確認した。	朝の職員打ち合わせ。
死角を作らないための手立て等を子供に伝えているか（鍵のルールやドアの開閉・施錠など）	生徒への周知は行っていない	使用しない教室は施錠をする。	鍵の使用の決まり、教室のドアの開閉・施錠の決まり等全校共通で伝えている。	更衣室等のルールの周知や体育祭（練習）時の入室不可の箇所を伝えている。	特に伝えていない。
保護者へどのように周知した（する予定）か	現在のところ、保護者への周知は考えていない。	現在のところ、保護者への周知は考えていない。	5月の学校だよりにて死角点検実施について周知した。	PTA等を通じて、校舎内に死角箇所があり、危機意識を持っていることを周知する予定。	特に伝えていない。

- 1 構造上、死角になってしまおう部分への対応
- 2 児童生徒への防犯指導  
犯罪に巻き込まれないよう危ない場所を知る
- 3 教職員の心理的な死角の改善  
思い込みからくる「発見の困難」

ポスター  
掲示

カラー  
チラシ配布

先生から体罰（暴力を受けること、傷つくことを言われること）  
を受けたり、先生や友達から性的ないやがらせ（さわられたりする  
こと）を受けたり、いじめを受けたりした場合は、いつでも相談し  
てください。

た に お り ②

お返事がほしいときは、あなたの名前、住所、電話番号を書いてね。書きたくないときは書かなくてもよいです。	
た に お り ①	
名前	
学校	
住所	( 千 ー )
電話番号 (携帯電話でもよいです。)	
お返事はどの方法がよいですか。(○をつけてね) 手紙がほしい ・ 電話してほしい ・ いらない	

のりづけ①

色上質紙  
で印刷

学校では  
4・7・10・12月に配布

学校の所定の  
場所に常設

公民館の所定の  
場所に常設

市のHPより  
ダウンロード

# R4年度 にこにこサポート相談件数

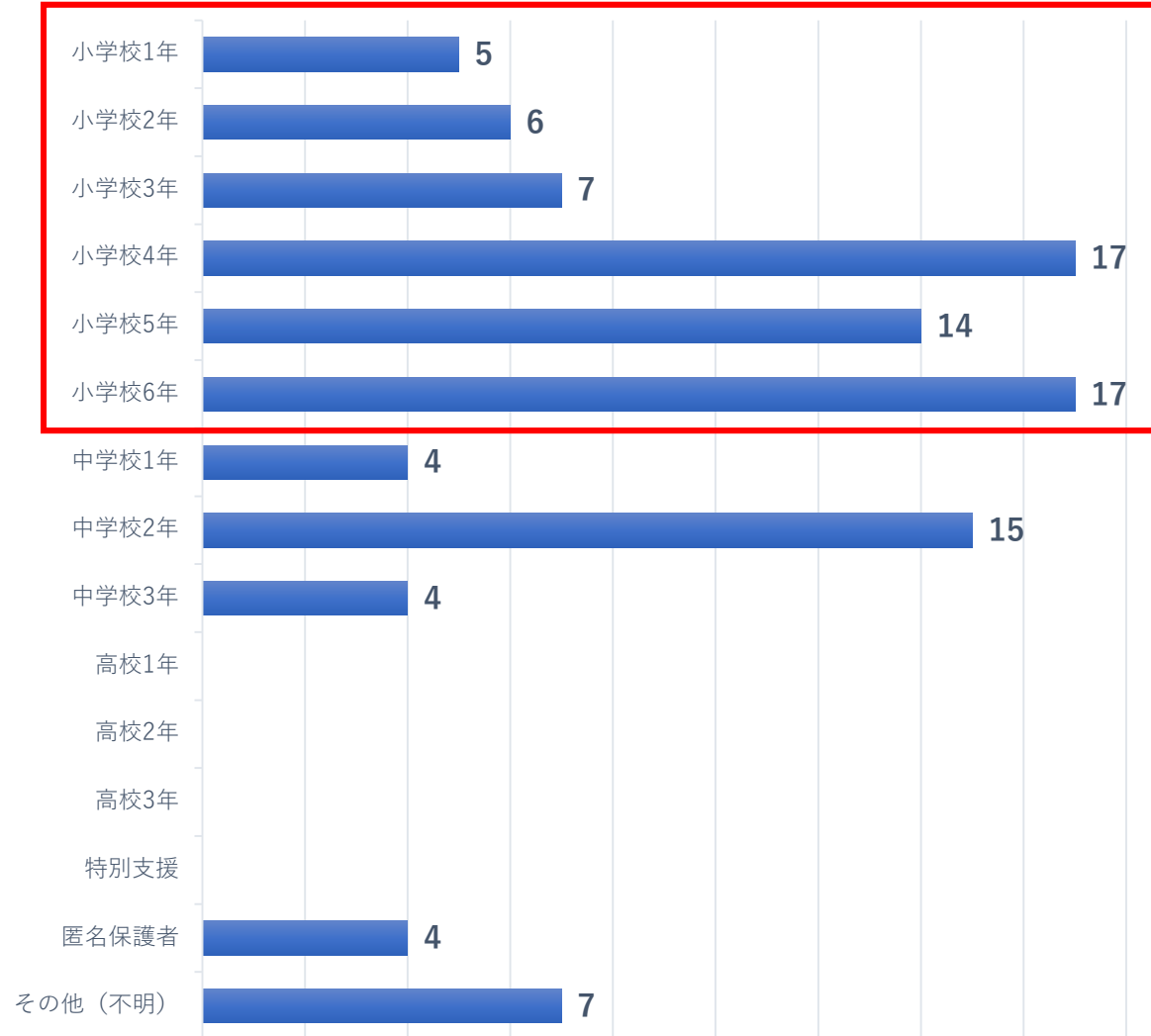
## 月別件数

月	件数
4月	3
5月	21
6月	10
7月	16
8月	3
9月	3
10月	13
11月	7
12月	10
1月	11
2月	2
3月	1
合計	100

## 校種別件数

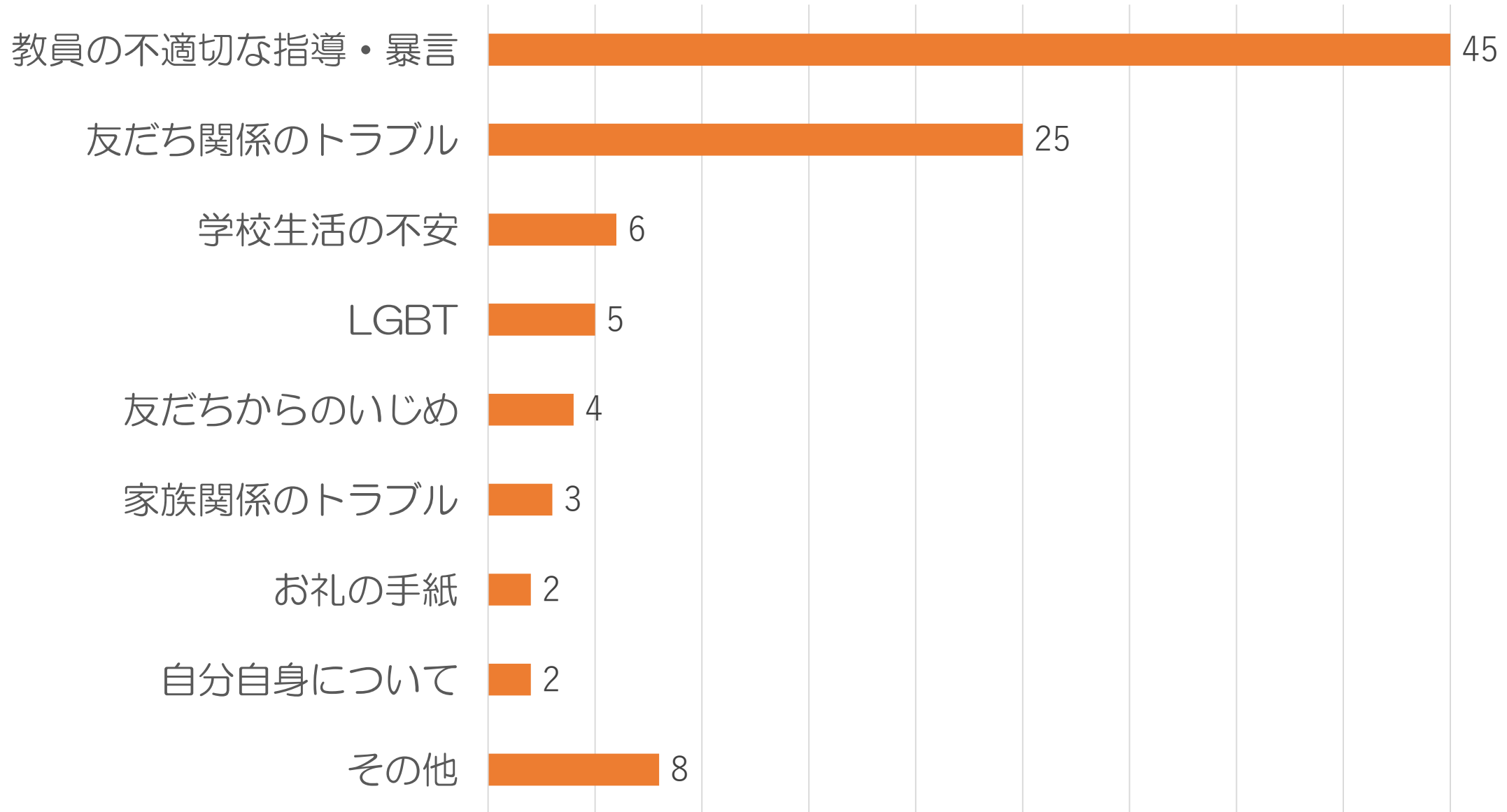
校種	件数
小学校	70
中学校	30
高等学校	0
特別支援学校	0
不明	0
合計	100

## 学年別相談件数



# R4年度 にこにこサポート相談内容（100件）

相談実績



# 1 誰ひとり取り残さない 教育の推進

- (1) 不登校児童生徒への対応 (令和4年度 1290人)
- (2) 特別支援学級・学校児童生徒への周知理解
- (3) 夜間中学・外国人児童生徒への周知理解

	日本	外国	内訳					
			中国	アフガニスタン	フィリピン	イラン	パキスタン	ネパール
割合 (%)	26.3%	73.7%	32.1%	53.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%

令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒数550人

(中国語47.6%、フィリピン語15%、スペイン語6.5%、タミル語、ネパール語、ウクライナ語、モンゴル語、シンハラ語、イボ語、ペルシャ語、マダガスカル語等・・・ 計31言語)

# 2 教職員の気づき・相談スキルの向上

### 性暴力に繋がる危険のある行為の禁止 (いずれも、児童生徒の同意の有無にかかわらず禁止されます)

- ・ 児童生徒と交際すること。
- ・ 児童生徒に対し身体接触（肩、首、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる、おんぶする、マッサージする等）をすること。＊着衣の上からの身体接触を含む。
- ・ 児童生徒等に対する個別指導を一人で行うこと。
- ・ 児童生徒等の自宅を保護者不在時に一人で訪問すること。
- ・ 児童生徒を車両に同乗させること。
- ・ 個人的に児童生徒と学校外で会うこと。
- ・ 電子メールやSNS（付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む）を使って児童生徒と、管理職の許可、保護者の同意なく私的なやりとりを行うこと。
- ・ 児童生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを、管理職の許可、保護者の同意なく伝え合うこと。  
児童生徒からのSNSのフォローリクエストや友達リクエスト等を、管理職の許可、保護者の同意なく承認すること。
- ・ 私物のスマートフォンや携帯電話を、管理職の許可なく校内で持ち歩くこと。
- ・ 校務での撮影時に、学校保有のデジタルカメラ等を使用せず、私物のスマートフォンや携帯電話等を使用すること。
- ・ 児童生徒等に係る重要な個人情報を、管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出すこと。
- ・ 宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りを複数の教職員で担当せず一人で行うこと。
- ・ 児童生徒に対して、「男だから」「女だから」という意識で指導すること。



### 3 性暴力関係

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	千葉県は「性暴力」を、「わいせつ行為のうち刑罰法規に抵触するもの」と定義している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	児童生徒に対するマッサージなど必要以上に近づいたり身体に触れたりする身体的なセクハラと、性的な話題や容姿にかかわるような発言をしたりする精神的なセクハラがあることを理解している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	児童生徒の同意がある場合は、身体的接触やSNS等によるやり取りをしてもよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	管理職や保護者の許可なく、児童生徒と電話や電子メール、SNS（付属のメッセージ機能を含む）等を使ってやり取りをしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	児童生徒を車両に同乗させない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	個人的に児童生徒と学校外で会わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	一人対一人で児童生徒を指導するときは、必ず事前に管理職に時間や場所等を報告し、許可を取っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	児童生徒の問題行動に対しては、複数の教職員で組織的に対応している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、複数の教職員で担当し、一人で異性の部屋に入っていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	児童生徒の自宅を保護者不在時に一人で訪問してもよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	性暴力等の防止について学校や教職員の責務について定めた法律はない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	児童生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを管理職の許可、保護者の同意なく伝え合っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	ソーシャルゲームであれば、児童生徒と私的なやりとりをしてもよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	校内で性暴力事案が発生した場合、教職員は被害児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、詳細を把握した上で、教育職員課に連絡をする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

## 性暴力に繋がる危険のある行為の禁止を周知後、セルフチェックシートでチェック、宣誓書署名

### 1 実施対象

#### 全学校職員

（校長や教頭、教諭のほか、技能労務職員、臨時的任用講師等、再任用職員、会計年度任用職員）

### 2 実施時期 年3回

### 3 実施方法

- (1) 面接対象者は「チェック表」のチェック
- (2) 面接時、「チェック表」のチェック状況について確認の上、必要に応じて管理職が指導
- (3) 「宣誓書」に本人が署名
- (4) 「チェック表」及び「宣誓書」は1年間保管

## わいせつ・セクハラ関係 (H31.4改訂)

1	児童生徒に対するマッサージなど必要以上に近づいたり身体に触れたりする身体的なセクハラと、性的な話題や容姿にかかわるような発言をしたりする精神的なセクハラがあることを理解している。
2	児童生徒に対して、「男だから」「女だから」という意識で指導しないよう心がけている。
3	同僚や保護者に対しても、わいせつ・セクハラ行為をすることは処分の対象となることを理解している。
4	わいせつ行為や盗撮行為は犯罪であり、重い処分を受けることを理解している。
5	管理職や保護者の許可なしで、児童生徒とメールやライン等のやり取りをしていない。
6	児童生徒を車に同乗させない。
7	個人的に児童生徒と学校外で会わない。
8	一人対一人で児童生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。
9	宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、複数の教職員で担当し、一人で異性の部屋に入っていない。

- R2.05改訂
- R2.12改訂
- R3.05改訂
- R3.10改訂
- R4.05改訂
- R4.10改訂



## 性暴力関係 (R5.4改訂版)

1	千葉市は「性暴力」を、「わいせつ行為のうち刑罰法規に抵触するもの」と定義している。
2	児童生徒に対するマッサージなど必要以上に近づいたり身体に触れたりする身体的なセクハラと、性的な話題や容姿にかかわるような発言をしたりする精神的なセクハラがあることを理解している。
3	児童生徒の同意がある場合は、身体的接触やSNS等によるやり取りをしてもよい。
4	管理職や保護者の許可なく、児童生徒と電話や電子メール、SNS（付属のメッセージ機能を含む）等を使ってやり取りをしている。
5	児童生徒を車両に同乗させない。
6	個人的に児童生徒と学校外で会わない。
7	一人対一人で児童生徒を指導するときは、必ず事前に管理職に時間や場所等を報告し、許可を取っている。
8	児童生徒の問題行動に対しては、複数の教職員で組織的に対応している。
9	宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、複数の教職員で担当し、一人で異性の部屋に入っていない。
10	児童生徒の自宅を保護者不在時に一人で訪問してもよい。
11	性暴力等の防止について学校や教職員の責務について定めた法律はない。
12	児童生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを管理職の許可、保護者の同意なく伝え合っている。
13	ソーシャルゲームであれば、児童生徒と私的なやりとりをしてもよい。
14	校内で性暴力事案が発生した場合、教職員は被害児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、詳細を把握した上で、教育職員課に連絡をする。

職層に応じた段階的な研修を実施することで理解を深めていく。

## 階層別の職員研修（R5より実施）

	研修内容	講師
全職員	アンガーマネジメント研修	アンジェガーディエン 菅野昭子
全職員	児童理解（発達障害児童理解）	千葉リハビリテーションセンター 小児科医 永沢佳純
3年目	子どもの話を聞きとるためのワークショップ	CAPグループ
5年目	性暴力事案発生時の初期対応	虹色のたね 池畑博美
10年目	性暴力のない安全・安心な学校づくり	弁護士 村山 直
15年目	性暴力理解（学校における性暴力防止について）	千葉大学大学院社会科学研究院教授 後藤弘子

## 管理職への研修

	研修内容	講師
R5 年度	暴言等保護者対応	弁護士 反町義昭
	こども基本法と子どもの権利について	千葉大学名誉教授 宮本みち子
	研修内容	講師
R6 年度	性暴力の理解と初期対応	虹色のたね 池畑博美
	安全配慮義務等研修	弁護士 村山 直

## その他への研修

	研修内容	講師
1	RIFCR（リフカー）研修	チャイルドファーストジャパン
2	CAPプログラム	CAPグループ千葉県連協議会

- 1 行動指針を浸透させるための手立て  
セルフチェックシートの効果検証
- 2 研修体制に基づいた研修の効果検証、校内外研修の充実
- 3 各学校の実施状況の確認

# 生命（いのち）の安全教育月間

本市では教育・啓発活動の充実、相談体制の強化を進めており、その取組みの一つとして実施。主に下記4点を伝えていく。

①生命（いのち）の尊さやすばらしさ

②自分を尊重し大事にすること

**【被害者にならない】**

③相手を尊重し大事にすること

**【加害者にならない】**

④一人一人が大事な存在であること

**【傍観者にならない】**



実施内容		対象	形態
教育や啓発	①子どもの権利リーフレットを活用し、子どもの権利について教える。	全児童 生徒	学級
	②プライベートゾーンについて教える。		集会等
	③低学年では、生命の安全教育の教材を活用し、「水着で隠れた部分」は自分だけの大切なところであることや相手の大切なところを見たり、触ったりしてはいけないこと、いやな触られ方をした場合の対応等を教える。高学年では、生命の安全教育の教材を活用し、SNSで見えない相手とつながる危険性や安全な意思決定、行動選択について教える。	小1	学級 又は 学年
		小5	
	④CAP絵本の読み聞かせを行い、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴から自分の心とからだを守るための予防方法を教える。	小3	学級
	⑤図書室に子どもの権利に関する本を紹介するコーナーを設置する。	中学・中 等・高校	
⑥文部科学省が公開している生徒向け動画教材を視聴する。			
相談体制	子どもにここサポート・相談窓口を周知する。	全児童生徒	
周知	学校だより等を通じて保護者に生命の安全教育月間について情報発信する。		
点検	校内死角点検を実施する。 ※学校評価アンケートの評価項目に入れる等、第三者のチェック機能が働くようにする。		

発達段階に応じた教育を繰り返して行っていくことで理解を深めていく。

⇒子ども達からは嫌な触られ方をされた等、助けを求める声も出始めている。

# 子どもの権利リーフレット（表面）

千葉市の子供達は、一人ひとりが大切な宝物です。

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会事務局

子どもにここをサポート

手紙相談・電話相談できます。

電話 043-245-3008

平日 8時30分～17時30分

性犯罪被害相談電話

#8103（ハートさん）

ダイヤルすると各都道府県警察の

性犯罪被害相談窓口へ

つながります。



子どもの権利条約



大切な自分

大切なあなた

配付する際に子どもの権利について担任の先生等から教える機会を設けることで、子ども達の理解を深めている。

いつでも相談してください  
秘密は守ります



# 子どもの権利リーフレット（裏面）

## 生きる権利

- 命が守られ、安全に安心して暮らせること。
- 病気の時に、病院などで手当てを受けることができること。

## 育つ権利

- 教育を受けられること。
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽しむこと。
- 覆れたときに、保つことができること。
- 失敗しても何度もやり直せること。

## 守られる権利

- 一人ひとりのちがいがみとめられ、ありのままの自分が大切にされること。
- 虐待、いじめ、体罰、偏見、差別などから守られること。
- つらく困ったときには、安心して相談できること。
- 体や心が傷ついたら、回復するまで手当てをしてもらえること。

## 参加する権利

- 自分の気持ちを大切に受け止められること。
- みんなで話し合って決めること。
- 考えや感じたことを自由に表現できること。
- 仲間と社会の活動に参加できること。
- 社会の一員として、気持ちを言えること。

## 子どもには権利があります

すべての子どもには、生まれながらもっている大切なものがあります。それは「権利」です。

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

## 教職員の児童生徒への性暴力発生時の初期対応フロー

【基本的な心構え】

教職員は、児童生徒の安全を守る義務を負っておりその義務を忠実に果たすことを目指し、次の事項に注意する必要があります。

- (1) 児童生徒の安全確保を最優先し、関係職員（加害者とその知り合いの者等）との接触を避けること。
- (2) 児童生徒の人権を尊重し、また安全を最優先して対応すること。
- (3) 迅速かつ慎重に対応すること。
- (4) 先入見を持たないこと。（そんなことをする先生ではない、児童生徒の嘘をついているのでは・・・）
- (5) 同性であっても性暴力となることを認識しておくこと。
- (6) 本人からの被害届は必要最低限にとどめること。

- 児童生徒・保護者からの相談
- 教職員からの報告
- 相談機関等第三者からの通報
- ※「疑いが生じた」時点でも対応を要する。



### 性暴力発生

「誰に、何をされた」を簡潔に聴き取る。 **初期対応**

スクールスキューへ報告  
245-5930

管理職へ報告

児童生徒の安全確保  
関係職員を分離

校長→教育委員会への報告 **必須**

- ①原則として管理職が行うこと。
- ②被害の疑いを受けたときにまず教育委員会に報告すること。「疑いが生じた」時点でも児童生徒の安全を守る義務を果たすため、躊躇することなく迅速に報告すること。

千葉県教育委員会教育職員課 245-5930

報告・通報・相談 各連絡先（別添付表239頁2項）

これ以降、教育委員会が主導する。学校は教育委員会と連携しながら対応にあたる。

児童相談所

警察

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

## 児童生徒の性暴力被害と対応について

性暴力は他殺等の他の暴力に比べて外見では気付かなく、羞恥心などから被害者自身が訴えにくいものです。特に、被害者が児童生徒の場合は、身近な大人でさえ気付くことができず、被害が深刻化、長期化することがあります。

自分が思ってた。逃げればよかった。

誰にも言うなど言われたので話してはいいけない。

お母さんが心配するかな。

恥ずかしいことをされたことを話したら家族に怒られる、どうしよう。

## 事件後、考えられるストレス反応：共通して示す症状や行動

- 児童生徒のサインを見逃さないようにしてください。
- ・被害を打ち明けられない場合でも、日常生活の変化としてSOSのサインを発していることがあります。大人が児童生徒に感じる違和感、「何かがおかしい」という直感がそのサインをキャッチした畏れである場合があります。また、児童生徒は躊躇しつつ、大人の反応を試しながら、何気なく性暴力をほのめかす発言をすることがあります。
- ・事件を経験した後、現れる反応の多くは一時的なもので、表面的には落ち替いたように見えますが、性被害によるダメージは、直後だけでなく成長しても影響が深刻な場合があります。

【身体面】 頭痛、腰痛、不眠、過食、食欲不振、夜尿・頻尿

【行動面】 異性への過度な興味や接近、異性への過度の恐怖、落ち替かなくなる、不登校、集中できない、興奮しやすい、自傷行為

【感情面】 不安、恐怖、怒り、罪悪感、自責感、イライラ、フラッシュバック

## 児童生徒から性暴力被害を打ち明けられた時



OK

○「いつ」「どこで」「どのように」等という詳細を聴取しすぎない。

「何があったの?」「誰にされたの?」簡潔に聞く

○「いつ」「どこで」「どのように」について子どもが自発的に語る場合に止める必要はない。

○聴取者は、校長及びスクールスキューへの報告後、「聴取日時」「場所」「聴取対象者」「聴取した内容（できる限り逐語で）」記録を作成する。



NG

- ・「時間がたてば大丈夫」など安易な発言をする。
- ・「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしてしまう。
- ・次のような言葉を使う。  
「傷はないね」「このくらいで済んでよかったね」「なんでついていったの?」「そんなこと忘れなさい」「あなたが何かしたんじゃない?」「そんなこと信じられない」「その話、他の人に言ってはだめ」

## 学校の役割：被害を受けた児童生徒・他の児童生徒・保護者への支援

- 児童生徒の安全確保を最優先する。
- 学校は、被害児童生徒、被害児童生徒の保護者および他の児童生徒、他の児童生徒の保護者の支援を行う。

# 子どもを性暴力から守る仕組み概念図

